

専決処分の承認を求めることについて (舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定)

【専決理由】

地方税法の一部を改正する法律等が、令和3年3月31日に公布され、4月1日より施行されたため。

【主な改正項目】

1. 固定資産税（土地）の負担調整措置 …（3年毎の評価替ごとに改正）

1) 改正内容

宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続。

ただし、令和3年度に限り負担調整措置等により、税額が増加する土地については、前年度の税額に据え置く。

2) 施行期日 : 令和3年4月1日

2. 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限延長

1) 改正内容

軽自動車を取得するときに係る税率軽減の適用期間の延長。

(改正前)令和元年10月1日から令和3年3月31日まで

(改正後)令和元年10月1日から令和3年12月31日まで

2) 施行期日 : 令和3年4月1日